

2006年度政策・制度要求

一、経済・行政政策

1. 2006年度予算編成について

- (1) 2006年度予算編成にあたっては、大都市と地方の経済の二極化が進行するなかで香川の雇用情勢は高齢者や若年層にとって依然として厳しい状況にあることから、引き続き県主導による雇用の創出・安定を最優先した予算編成とし、介護、保育、医療、教育、環境保全、バリアフリー化など、社会が必要とする事業を積極的に実施し、安定した良質な雇用に創り出すこと。また、急がれる自然災害危機管理対策、アスベスト対策に万全を期すこと。

2. 実効ある行財政改革の推進と県財政健全化について

- (1) 実効ある行財政改革を推進するために以下の施策を推進すること。
- ① 予算編成にあたっては、県民の意見を反映した事業評価、費用対効果、将来への投資としての人材育成など必要な分野への重点配分、必要性・緊急性の低い分野の削減を徹底させること。
 - ② 審議会・協議会・検討会などについては、会議および議事録の公開を推進するとともに、引き続き公募による委員の選任や勤労者の委員を積極的に選任すること。
当面、県国民保護協議会委員への勤労者代表の複数選任と、県人事委員会委員に勤労者代表を選任すること。
- (2) 公共事業の優先順位の明確化について
- ① 昨年要望した公共事業の優先順位の明確化について、「財政再建方策に基づき徹底した見直しを行う」との回答をなされているが、国へ要望している大規模公共事業等の公共事業の先送り・休止・廃止を含めた優先順位、およびその理由について明らかにすること。
 - ② 本年度の予算編成で廃止・休止・縮小・事業期間延長した公共事業を明らかにすること。また、トンネル事業（橘・大窪寺）や歩道新設事業（県道三木綾南線・西植田地区、国道193号線・塩江地区、国道438号線・琴南地区）について、今しなければいけない理由を明らかにすること。
- (3) 国が進めようとしている地方への税源移譲、国庫負担金の縮減・廃止、地方交付税の改革のいわゆる「三位一体改革」に対して、公共事業に係わる補助金制度を廃止し、その財源を確保した「三位一体改革」とするよう政府に働きかけるとともに、十分な税源委譲がないまま、国庫負担金の縮減、地方交付税の削減を先行させないよう国および政府に要望すること。

(4) 次代を担う子どもの育成のための財源については、「三位一体改革」の内容の如何に関わらず削減することのないよう県として以下の措置をおこなうこと。

- ① 現行の義務教育の水準を下回らないよう財源を確保すること。
- ② 公立保育所運営費の一般財源化に関し、総務省の内かんを引き続き重視し、各自治体の保育水準が下がらないように助成措置も含め支援及び助言をおこなうこと。
- ③ 一般財源化により、各自治体の保育水準・環境・人員配置、民間委託など公的保育責任の切り捨て・縮小につながっていないか実態調査を行い実情を把握すること。また、切り捨て等の実態があった場合は、内かんに沿って指導・助言をおこなうこと。

3. 自然災害時の県民の生命と財産を守るための危機管理対策の強化について

(1) 本県における自然災害等の危機管理対策については、「香川県地域防災計画」や「香川県水防計画」で地域防災拠点や避難所が明示され、各自治体や団体において避難誘導訓練など実施されているが、昨年台風被害では「自然災害の少ない県」であったこともあり危機管理および自然災害復旧の対応の弱さが各方面で指摘されてきたことから、引き続き危機管理対策の強化をはかること。

- ① 避難場所について、昨年要求した地域防災計画と水防計画の一本化した避難所表示と、自然災害別（地震・高潮・津波・洪水等）区分に明示した表示板設置等の改善状況について明らかにすること。
- ② 危機管理業務の執行は、市町との密接な連携が重要であり、それぞれの機関で情報収集・発信を担う部署を一本化し、より迅速・正確な対応がとれる体制を追求すること。特に、発動した場合の住民への多様な周知方法による徹底とお年寄り・障害者・子供への避難誘導対応など避難誘導計画の作成状況を明らかにすること。
- ③ 自然災害復旧に対応したボランティアとのネットワークの整備、自然災害復旧作業のマニュアル作成や県としての支援の強化をはかること。
- ④ 予測し難い自然災害に備えた食料等の備蓄を南海・東南海地震の災害規模を想定し常時備蓄しておくこと。また、H18年1月現在の備蓄状況を明らかにすること。

(2) 昨年の台風16号の教訓から高潮対策が喫緊の課題となっており、「県高潮等対策検討協議会」の提言を受け「津波・高潮対策市町連絡協議会」で検討されている被害箇所整備手法（暫定的なもの含む）や、その優先順位について具体的内容を明らかにすること。

また、整備には、莫大な予算と期間を要するため、住民生活や地域経済への影響を

考慮し、被災者への支援を目的にした「基金」を創設すること。

4. 公共事業・入札制度について

(1) 昨年要望した、公共事業の入札・契約にあたって行われている建設業者等の経営事項審査項目に、「公正労働基準」を明記するよう検討すること。また、「公正労働基準」の違反の有無については、「適性」評価に組み入れ、違反に対しては厳正に対処すること。

(2) 公共事業の執行にあたっては、財政難により総枠抑制をせざるを得ない状況下では、当面の措置として、地場中小の存続・育成を考慮し、その総枠の中で事業数量を拡大していく方策について、早急に検討すること。また、地場中小企業に新たな負担を強いる「電子入札」制度については、対応できない企業に対する弾力的運用および助成措置について検討すること。

(3) 財政危機のなかで「20～30%高すぎる公共事業」との批判は、県立病院統合問題検討委員会の議論や橋梁談合問題の報道など後を絶たないが、業者責任（談合問題）としてしまい公共事業の「ウマミ」を残そうとする国・政府への追従でなく、抜本的な制度改革が必要である。「談合による税金の無駄遣い」と言われなためにも、また、事業量を確保して地場中小業者の経営を安定させるためにも、設計価格を切り下げて最低制限価格を厳しく運用する方策について、早急に関係団体の意見を集約すること。

また、閣議決定で「理由のない歩切りはあってはならない」としているが、「高すぎる公共事業」というマスコミや県民の批判こそが理由である。補助事業への対応は難しいと思われるが、少なくとも県単独事業については「歩切り」や「独自歩掛」とするなどの改善を図ること。

(4) ここ数年の人件費や材料費の低下にもかかわらず、公共事業における諸経費率が国の指示でアップしているが、県としてその具体的理由を説明すること。

5. 国民保護計画の策定について

(1) 国民保護計画の作成にあたって、以下のことを行うこと。

① 住民に対する差別的対応を一掃するため、思想・信条の自由など基本的人権が保障された計画にすること。

② 表現・報道の自由の確保と思想統制の排除、情報の公開を明確にすること。

③ 高齢者・障害者・外国人などの人権が保障された計画とすること。

④ 自治体職員や消防職員など、国民保護業務従事者・ボランティアの生命・安全と権利の保障、労働関係諸法の遵守が盛り込まれた計画とすること。

6. 市町村合併および合併後の支援策について

- (1) 県内の市町村合併が今年度末を持って一段落することから、現時点では県として合併新法に基づく合併構想を策定しない模様であるが、今後、策定の必要性が生じた場合は行政効率・財政面のみに目を向けることなく地方分権・住民自治の器にふさわしい枠組みの策定をすること。
- (2) 合併後の市町の支援については、市町の自立、地方分権の確立、住民サービス・社会福祉施策の充実など、各市町間の格差が生じさせないよう助言・援助を行うこと。

二、産業・中小企業政策

1. 地場中小企業の育成・支援、および都市計画について

- (1) 昨年度・一昨年度と要望した「中小企業退職金共済制度」への制度拡充と加入促進のための助成措置は財政難から困難との回答であるが、県内に本社を置く中小・零細企業への優遇措置について引き続き検討すること。
- (2) 本県の中心市街地の空洞化が進み、生活圏域が郊外へと広がっているが、これは郊外の大型小売店舗の出店が他県に比べて多く、過剰気味となっていることに起因すると思われる。人口減少や高齢社会の進行を考えると、コンパクトな街づくり、地域コミュニティ向上が求められることから、商業施設をはじめとした都市機能の集約化、交通体系の整備、緑地・農地の保全など、広域的かつ総合的な観点から商業施設計画、および都市計画ビジョンを確立すること。

三、雇用・労働政策

1. 安定した雇用確保と働きがいのある職場づくりについて

- (1) 熟練技能の継承が喫緊の課題となっていることから、以下の諸点についての対策を強化すること。
 - ① 県が主催する技能五輪を単発の単なるイベントとすることなく、これに繋ぐ継続した施策を検討すること。
 - ② 国は、熟練技能継承に関する「相談窓口の設置」「団体への助成制度」等の検討をすすめているが、県としても「専門的な人材配置による相談窓口の設置」「助成制度の拡充」に取り組むこと。
 - ③ 国の委託事業として、各企業高度熟練技術者の工業高校等への技術指導教育派遣の取り組みがなされているが、県の施策として派遣を求める企業および学校に対する派遣の門戸を広げること。

- ④ 熟練技能・技術者、および専門知識を有する「人材バンク」を設立し、技能・技術継承およびベンチャー企業設立などの支援体制の確立をおこなうこと。

(2) ニートの就業支援のための相談窓口を設置するなど、就業支援対策を強化すること。

(3) 高齢者雇用安定法の制定に基づき、企業への支援にあたっては、世代間ワークシェアリング、技能技術継承を念頭に置き、高齢者・若年層ともに働く意欲が持てるシステムを作り出すよう支援を強化すること。

四、男女平等・子育て支援政策

1. 男女平等参画社会の形成に向けた取り組みについて

(1) 国において、男女共同参画基本法の平成17年改定に向けた作業が開始されているが、県としても国の動きを注視しつつ市・町の行動計画の達成状況を把握すると共に、改訂後の具体的施策づくりの準備をすすめること。

(2) DV（ドメスティックバイオレンス）、および児童虐待防止対策については、DV被害者は児童虐待の加害者となるケースもあることから、被害者ケアとともに、加害者ケアをおこなうことも重要となっており、その必要性について認識し加害者ケアにも積極的に取り組むこと。

2. 子育て支援の強化について

(1) 本年4月に香川県次世代育成支援行動計画が策定され、21年度末目標の設定がなされたが、この目標達成に向けた各年度ごとの実施計画を明らかにすること。

(2) 各市・町の次世代育成支援行動計画策定状況について明らかにするとともに、県の行動計画の到達目標の達成とリンクさせ、市町間格差が生じないよう具体的支援策を講ずること、また、市町行動計画の実施に際しては、職員の配置や労働環境など対応する職員労働組合等と十分な協議を行うこと。

(3) 次世代育成支援法の特定事業主および一般事業主の行動計画策定状況を把握するとともに、策定未実施の事業主に対する支援と助言を積極的におこなうこと。

(4) 不妊に悩む女性が増加していることから、治療費負担の軽減支援策を講ずるとともに、治療に要する休暇措置や相談体制の充実など環境整備を促進すること。

五、福祉・社会政策

1. 障がい者福祉の充実・地域福祉計画の推進について

- (1) 福祉施設に係わる指定管理者制度の検討や導入にあたっては、その施設整備と管理・運営をしてきた目的を深く認識し、県民に対する自治体本来の機能や責任を果たす当事者として、継続的で安定したサービスの提供を可能にする管理運営体制を目指すとともに、県民の納得を原則に安易に「民」への流れをつくらないこと。
- (2) 香川県内に5箇所の障害保険福祉園が設置されているが、小豆圏域のみ地域障害者支援事業が実施されておらず、障害者の生活支援相談窓口もない現状にあることから、支援体制を確立させるための事業費の補助を行うなど、県の責任において指導・援助を行うこと。
- (3) 障害者福祉の充実・強化策について、昨年報告された香川県身体障害者総合リハビリテーションセンターのあり方検討委員会の提言主旨を踏まえ、同センターが県下の障害者医療・福祉の中核施設としての役割を積極的に担っていけるようにすること。
特に、職員の専門性を高められるよう質の確保を図るとともに、県下の障害者医療・福祉の発展に欠かすことのできない不採算な事業やサービスを同センターが積極的に展開できるよう最大限の支援を図ること。

2. 地域医療・健康増進施策の推進について

- (1) 県民の命を守るため、緊急医療体制の整備・拡充を図ること。特に、離島や不採算地域などの医療過疎地域における緊急対応体制を整えるとともに、医師をはじめとする医療従事者の確保、および質の向上を図ること。
- (2) 医療の不採算地域における小児科・精神科など不採算部門を補う自治体病院機能を明確にするとともに、その質の確保を図ること。
- (3) 昨年の「東讃地域の保健所設置」の要望については今後多角的に検討するとの回答をされているが、早急に検討を進め東讃地域に地域住民の医療・健康相談への迅速な対応が図れる保健所を設置すること。

3. 介護予防に関する制度見直しについて

- (1) 県は、地域包括支援センターの設立・運営にあたり、市町の直営とする方向が示されていると聞くが、人員および財源の確保が必要となることから、十分な体制が取れるよう市町への指導を強化すること。

六、環境政策

1. 地球環境温暖化防止の取り組みについて

- (1) 「地球温暖化対策の推進に関する法律」（2002年6月施行）に基づき県独自の「温暖化防止活動センター」を早急に設置すること。

また、昨年の回答で推進母体を行政主導でなく、県民、事業者自らが実践・行動する組織づくり等への方向転換を図った理由と構想についてを明らかにすること。

- (2) 国における「地球温暖化対策推進大綱」の見直しを踏まえ、県としての検討結果について明らかにすること。
- (3) 県の事務および事業活動について、温室効果ガスの排出抑制計画を随時見直し、本年発効の京都議定書にある2010年目標値をより早期に達成すること。また、平成17年度末の達成状況と平成17年度以降の目標について明らかにすること。
とりわけ、民間企業へ発注の公共事業については、その目標値と実績報告を義務付けること。
- (4) 健康被害が取りざたされている自動車排気ガス対策（特にディーゼルエンジン車）として、県独自の規制条例を制定すること。
- (5) 「建物等の屋上や壁面緑化」「雨水や雑用水利用」「住宅用太陽発電システム」等の導入に対する助成制度の、より積極的な活用のための啓発活動を行うとともに、県民が利用しやすい制度への転換を図ること。また、市町に対し上乘せ助成制度の設置を強力に働きかけること。
- (6) 2010年までの循環基本計画が策定されているが、家庭ゴミの分別方法が未だに市町でまちまちであることから、県として統一の方針を示し、リサイクル率の向上を推進すること。

2. 環境政策の推進について

- (1) 環境立県を標榜する香川県は、全事業について環境保全・浄化・回帰を基本とした政策立案を行うためにも昨年も要望した、各部に「環境政策主幹（真に環境問題を理解した者）」を配置すること
- (2) ISO14001認証取得や独自の内部活動としての「香川エコオフィス計画」に基づき、その目標・結果の公表がなされているが、残念ながら「環境会計」を導入していないため、県民の「意識」「行動」に対しての十分な啓発活動とはなっていない。早急に県独自の環境マネジメントシステムを作成し、内部での環境問題の意識改革を図ること。
- (3) 各種環境施策に対応した全国知事会・中四国各県との連携は重要であるが、「国際環境自治体協議会」や「環境自治体会議」など、真に環境自治体をめざす先進的自治体とのパートナーシップを築き、環境保全等諸施策の実施について積極的に協力・協働を図ること。

3. アスベスト対策について

- (1) アスベストは身体に組み込まれた時限爆弾と言われており、その対策が急がれることから、県として「専門プロジェクトチーム」を設置し、以下の対策を講ずること。
- ① アスベスト使用状況および過去のアスベスト作業従事状況などの実態調査を早急に行うこと。
 - ② 通常では問題なしとされているアスベスト製品（壁・天井版・保温材・絶縁材・パッキン材等）の修繕工事、および建築面積の如何を問わず全ての解体・撤去工事に際しては、防塵マスクの使用や飛散防止策等のマニュアル化をするなど作業者の安全確保策を徹底させること。
 - ③ アスベスト患者および疑いのある者に対するのケア体制を確立すること
- (2) アスベストに対する県民の不安が高まっていることから、不安を解消するための対処方針を策定し、県民への周知に取り組むこと。

七、資源・エネルギー政策

1. 水資源確保と安定供給について

- (1) 今年の早明浦ダム貯水率が0%との深刻な事態を招いた異常渇水を教訓として、以下の諸点についての対策を講ずること。
- ① 利水の実態にあった水利権の合理的な調整を図り、既得水利権の枠を超えた農業・工業用水の水道用水への転用、既設ダムの洪水調整容量の利用など、水利権の弾力的な運用の制度化を行うこと。
 - ② 県営水道水の削減については、事前に市町と協議のうえ、早期の通知を行うこと。
 - ③ 環境破壊を伴うダム建設に頼ることなく、海水の淡水化・ため池活用・地下水の活用・下水再生水の活用など、重要性和コスト高についての県民理解を深めながら、間違いのない渇水対策を確立すること。
- (2) 水道の計画的かつ広域的整備を推進するための香川県広域的水道整備計画の見直し、新世紀基本構想の点検・見直しを行い、「後期事業計画」の策定が平成16年度に行なっていると聞いているが、厚生労働省の「水道ビジョン」でも示されているように、これまでの広域化の概念を広げ、①経営基盤の強化や料金格差の縮小、②水質管理の強化、③老朽施設の更新、④渇水等の非常時対応の強化などを推進するために、県内複数の水道事業の県内統合に向けた「水道事業経営形態の検討委員会」を設立すること。（参考事例：千葉県の県内水道のあり方に関する検討委員会）

2. 水資源の品質確保について

- (1) 善通寺市は日本政策投資銀行の水道事業民間化の可能性調査結果を受けて民間化に向けて作業を進めているが、水道事業民間化については、水道事業の「清浄にして豊富・低廉」を目的としており、「安全な水供給」義務を規程した水道法に反し、水道事業体の責任を放棄するものであることから、事業認可の権限を有する香川県として、水道法に抵触する水道事業の民間化の認可を行わないこと。

八、交通政策

1. 鉄道・バス等公共交通の維持・促進と「高齢者・幼児・障害者など、人にやさしい交通」に向けた施設の推進について

- (1) これまでにも要望している「香川県公共交通機関利用促進協議会」および「香川県バス等生活交通確保対策地域協議会」に労働者の代表を参加させること。
- (2) 「生活交通確保対策地域協議会」はこれまでの構成員に、勤労者（労働者）および地域住民の利用者各層の代表を加え、利用者を交えた幅広いで構成により「生活路線維持」についての十分な話し合いと合意形成をはかる「協議会」とすること。

2. 都市部における交通基盤の整備について

- (1) 関係する市・町と連携し、国の進めるオムニバスタウン指定を受け、パークアンドライドや、トランジットモールなどで一体的に整備し、市街地を中心とした地域経済の活性化を図る施策を推進すること。

3. マイカー通勤抑制の推進について

- (1) マイカー通勤抑制は、環境問題や交通事故減少策・公共交通利用促進に大きく関係しており、通勤者対策、都市部車両乗り入れ規制、公共交通利用促進策など総合的な観点から、各関係機関と連携し「マイカー通勤抑制」に向けた県独自の交通政策の検討をおこなうこと。
- (2) 通勤時間帯の路線バス等優先通行帯の有効活用策の推進のみならず、一部で導入されているPTPS（公共車両優先信号システム）の更なる整備や、バスロケーションシステムの新たな導入など、IT技術を活用した施策を推進すること。
- (3) 昨年県が作成している冊子「香川の乗り物ナビ2005年版」は、公共交通機関の情報を満載し、単価も100円と利用者に好評であることから2006年度以降も継続発行に努めること。

九、食料、農林水産政策

1. 地球温暖化防止対策・水源涵養のための森林保全の推進

- (1) 香川県下の水源地上流部の森林に対しても、平成19年度までの間伐等推進3カ年対策を積極的に活用し、間伐事業を推進すること。
- (2) 地球温暖化対策の目標達成には森林吸収率3.9%の確保が必要とされており、森林吸収源10カ年計画の着実な推進をはかるためにも、松食い虫被害地の樹種転換、複層林への転換、有用広葉樹の植林など、民有林・国有林の一体的・計画的な森林整備を行うこと。
- (3) これまで要求してきた原木市場の設立について、昨年の回答では平成16年度に「県材利用推進懇談会」を設置するとあるが。推進懇談会の協議経過を明らかにするとともに、資源循環型社会の形成に不可欠な再生可能な木質バイオマスエネルギーの利用促進、および総合的な木材利用対策の推進をはかること。

2. 香川型農業の活性化策について

- (1) 少子化・核家族化が進行する中で、世襲的な家族型農業に限界が見え始めてきていることから、以下の取り組みを推進すること。
 - ① 兼業・高齢農家を意欲ある農業者が支援する地域ぐるみの集落営農の支援を推進すること。
 - ② 経営感覚を持った持続性のある農業法人組織を育成していく施策を積極的に推進すること。
 - ③ 集落営農支援、農業法人育成、および担い手不足による耕作放棄地の未然防止のため、県農政水産部内に推進プロジェクトチームを編成するなど支援体制の強化をはかること。
- (2) 農業の活性化、収益の向上を図るため、規模拡大による効率的な農業経営や、消費者ニーズに応えた付加価値農業への転換が必要であることから、これまでの農産品の生産者の概念を払拭し、農業法人等の組織的経営によって、加工・販売を組み入れた足腰の強い香川型農業を確立させるための県としての支援策を講じること。
- (3) 農業法人の育成は、農村部の雇用の受け皿となるとともに、村おこし「ベンチャー企業」的な役割を担う組織体としての可能性もあり、県内外からの幅広い人材の受け入れ体制の整備や教育体系の整備など各関係機関と連携した対策を強化すること。
- (4) 平成17年6月10日に公布された「農業経営基盤強化法の一部改正」により、農業生産法人以外の株式会社等であっても、一定の条件を満たせば農地等の貸付け「リース特区」が市町の判断で可能になったことから、地場の不況産業の参入を促すなど、農業が雇用の受け皿として考え、希望の持てる農業政策大綱を早急に作成すること。

十、教育政策

1. 教育条件の整備について

(1) 香川型教育の見直しと少人数加配の弾力的運用について

- ① 児童・生徒や地域の実状に応じて、少人数学級、少人数授業、T Tなど学校の判断で活用できるよう、少人数加配教員の弾力的な運用をおこなうこと。
- ② 県教育委員会は、学校の判断を最大限尊重し、少人数加配教員の配置や研修などの支援をおこなうこと。

(2) 学校の安全対策について

- ① 学校の安全を確保するため、ガードマン、および専門の職員配置などによる人的支援をおこなうこととともに、学校の実態に即した施設整備をおこなうこと。
また、技能職員の職務として学校の安全管理を付加し、研修や訓練を行うこと。
- ② 下校時間に合わせた通学路の巡回への協力を警察に求めること。

2. 食文化と環境の地域拠点に向け、以下の諸点に取り組むこと

(1) 県は、「食育基本法」(2005.7.15施行)に基づき、早急に「食育推進計画」を策定するとともに、各市町に対しても同様の計画策定を指導すること。なお、その際、学校給食の重要性等の位置づけを明確にすること。

(2) 「食育基本法」に基づき、「教育の一環としての学校給食」の実効性を高めるため、単独校方式の堅持・転換を推奨するとともに、単独校方式化への転換のための県独自の上積み助成制度を確立すること。

また、学校給食調理事業の民間委託や市町合併に伴う調理場の統廃合については、「食育基本法」の主旨に反することを明らかにし、指導を強化すること。

(3) 「食育基本法」に基づき、食の安全の確保は言うに及ばず、食器等についての法の主旨に合致したものを使用しているか否かの実態調査を行い、学説として少しでも疑義のあるものについては改善指導を行うとともに、新規の食器等の導入に対する助成制度を確立すること。

(4) 衛生管理の観点から、給食調理場の新築・改築にあたってはドライシステムを推奨するとともに、ウェットシステムの調理場であってもドライ仕様調理方式への転換の助言・指導を徹底すること。なお、なお全給食調理場の現状を把握するための実態調査を行うこと。

- (5) 調理場で使用する洗剤については、環境と人体への影響を考慮したものか否かの実態調査を行うとともに、結果に基づき助言・情報提供を徹底すること。
- (6) 調理場内の設備・機器等について、アスベスト使用のものは即刻無使用のものに更新すること。